

# 更新時講習実施要領の制定について（例規）

（最終改正：令和4年5月13日 運免第66号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

和歌山県自動車等運転免許事務取扱規程（昭和63年和歌山県警察本部訓令第3号。以下「訓令」という。）に基づき、更新時講習実施要領を別記のとおり定め、平成23年4月1日から施行することとしたので、適切な運用に努められたい。

## 別記

### 更新時講習実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第11号の規定に基づき、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に定める者に委託して行う、運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新を受けようとする者（以下「免許更新者」という。）及び免許証の有効期間の更新を受けなかった者で免許の申請に際し運転免許試験の一部が免除されるもの（以下「特定失効者又は特定取消処分者」という。）に対する講習（以下「講習」という。）を適正かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 講習業務の内容

1 訓令第25条第1項の規定により講習の委託を受けた者（以下「受託講習実施者」という。）は、講習の方法、講習科目等について、この要領及び和歌山県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）の指示を受けて行うものとする。

2 講習は、交通事故防止に資する道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務、安全運転の知識等について行うものとする。

なお、優良運転者については、継続して慎重な運転の動機付けを併せて行うものとする。

#### 第3 講習の方法と区分

免許証保有者全員を対象とし、受講者の社会階層も多岐にわたり、その運用の良否が運転者の交通安全意識に大きく影響を及ぼすものであることを強く認識し、特に以下の諸点に配慮し、次に示す表の内容に準拠し、和歌山県下の交通実態に即して重点を選定するなどして実質的効果が上がる方法、内容で行うものとする。

1 講習は、視聴覚教育を中心に行い、短時間であっても講習効果が上がるように努めるものとする。

2 常に工夫と研さんを重ね、教育技術の向上と講習内容の充実を図るものとする。

講習の区分	講習対象者	講習の基準
優良運転者講習	法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者	別表1 別表2

一般運転者講習	法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者	別表2 別表3
違反運転者等講習	法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等	別表4

#### 第4 合同講習

講習は、第3に定める区分に応じ、個別に行うものとするが、必要により優良運転者講習及び一般運転者講習を合同で行うことができるものとする。この場合、次に掲げる事項に留意すること。

- 1 原則として合同講習は、一般運転者講習の講習時間の前半部分（30分間）で行うこと。
- 2 講習室は、優良運転者と一般運転者との座席を区分けして講習を行うなど、合同講習の終了後に優良運転者が円滑に講習室から退出できるよう配慮すること。
- 3 受講者数、講習室の構造等から、優良運転者が受講終了後に講習室から退室するのに長時間を要する場合は、この時間を休憩時間として扱うなど、一般運転者の講習時間が確実に60分を確保されるよう実施すること。

#### 第5 講習場所

講習の実施場所は、和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）第29条第1項各号に規定する交通センター、田辺運転免許センター、新宮運転免許センターその他公安委員会の指定する場所（橋本警察署、かつらぎ警察署、岩出警察署、有田湯浅警察署、有田湯浅警察署有田分庁舎、御坊警察署及び新宮警察署申本分庁舎（以下「集中運用地域外の警察署等」という。))で行うことを原則とする。ただし、講習場所において講習の実施が妨げられる事情が発生した場合は、運転免許課長が受託講習実施者と協議して速やかに講習実施場所を決めるものとする。

#### 第6 講習受講日

講習は、申請時又は更新免許証の交付予定日に受講させることを原則とするが、申請者の申出により免許証の有効期間の末日2か月前から更新免許証の交付予定日の前日までの講習開催日に受講させることができる。

また、更新免許証の交付予定日に講習を受けなかった者については、運転免許課長又は管轄警察署長の指定する講習開催日に受講させるものとする。

#### 第7 講習開催日

##### 1 交通センター

土曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日

##### 2 田辺運転免許センター

土曜日、日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日。ただし、第3日曜日については予約制で、優良講習及び一般講習のみ開催するものとする。

##### 3 新宮運転免許センター

土曜日、日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日。ただし、第4日曜日については予約制で、優良講習及び一般講習のみ開催するものとする。

##### 4 集中運用地域外の警察署等

原則として、各警察署等における更新運転免許証の交付日

## 第8 講師の要件

講師は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- 1 年齢25歳以上の者
- 2 人格、識見ともに優れ、かつ、教育者としての資質があると認められる者
- 3 道路交通法に関する法令並びに自動車等の構造及び取扱操作方法に関する知識を有する者
- 4 普通免許以上の免許を受けている者。ただし、警察本部長が特に認めた者を除く。
- 5 刑罰法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられたことのない者
- 6 講師として申出のあった日から起算して、過去1年以内に交通事故を起こし、又は道路交通法に違反したことのない者

## 第9 基本的留意事項

受託講習実施者は、この要領若しくは委託契約の内容に違反し、又は受託講習実施者としてふさわしくない行為があった場合は、委託契約を解消されるものとする。

## 第10 資料の配布等

受託講習実施者は、安全運転に必要な知識の普及と個別的な安全指導を行うため、次に掲げるものを受講者に無償で配布するとともに、必要により運転適性検査用紙等を配布するものとする。

### 1 教本

別紙の内容について正確にまとめられたものであって、委託者が購入した教本を使用するものとする。

### 2 地方版資料

次に掲げる事項を内容とするものを受託講習実施者において作成するものとし、教本と併せた効果的な講習の実施に資するものとする。

なお、道路交通の現状と交通事故の実態については、全国の交通事故の発生状況を併せて掲載するなど、本県の状況を客観的に把握できるよう工夫すること。

- (1) 受講者に必要と考えられる県内道路交通状況と交通事故の実態等の各種情報
- (2) 受講者の安全運転意識の高揚を目的とした内容

## 第11 資料、器材等の承認

### 1 申請

新たに資料及び器材を採用しようとするとき又は教案を作成若しくは変更しようとするときは、更新時講習用教材等承認申請書（別記様式第3号）を2部作成し、資料を添付して運転免許課長に提出するものとする。

### 2 承認

運転免許課長は、1により提出された更新時用教材等承認申請書等が講習の方法に合致しているか確認し、承認する場合は、その旨を奥書した更新時用教材等承認申請書の写しを受託講習実施者に交付して行うものとする。

## 第12 受講案内

受託講習実施者は、集中運用地域外の警察署等において免許証の更新手続を済ませた者に対して、更新時講習区分と新免許証交付案内及び受講日を指定するため更新時講習と新免許証交付案内（別記様式第4号）に準拠した書面を準備等するものとする。

## 第13 特定失効者及び特定取消処分者に対する取扱い

特定失効者及び特定取消処分者から問い合わせ等があった場合は、次の事項に留意し、誤りのないよう対応すること。

- 1 更新時講習又は高齢者講習の受講区分は、法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢により判断されること。
- 2 更新時講習の受講は、免許申請書を提出した日前1年以内とされていること。

#### 第14 特定任意講習受講者に対する取扱い

次に掲げる者にあつては、改めて更新時講習を受けることを要しないことから、特定任意講習の受講日や生年月日を確認するなど、誤りのないように対応すること。

- 1 更新期間が満了する日における年齢が70歳未満の者で、更新申請書を提出した日前6月以内に特定任意講習を受講しているもの
- 2 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定失効者
- 3 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定取消処分者

#### 第15 教養

受託講習実施者は、更新時講習の重要性を認識し、講習内容の充実と講師の資質向上を図るため、講師をして常に人格を磨き、関係法令の研究、指導能力の向上及び指導計画の充実に努めなければならない。

#### 第16 簿冊の備付け

受託講習実施者は、次に掲げる簿冊を備え付け、受講者及び講習の実施状況を明らかにしておくものとする。

- 1 更新時講習用備品台帳（別記様式第5号）
- 2 講習日誌（別記様式第6号）

#### 第17 報告

受託講習実施者は、講習実施計画及び講習実施結果等を次により報告しなければならない。

##### 1 講習実施計画及び予算計画

和歌山県及び和歌山県公安委員会に対し、新たな契約による業務開始日又は新年度における業務開始日までに更新時講習担当区分一覧表（別記様式第7号）、更新時講習資料配付計画書（別記様式第8号）、更新時講習器材等使用計画書（別記様式第9号）及び更新時講習予算書（別記様式第10号）により報告すること。

##### 2 講習実施結果報告

運転免許課長又は管轄警察署長に対し、講習を実施した都度、更新時講習実施結果報告書（別記様式第11号）により報告すること。

##### 3 講習完了報告及び委託費使用報告

和歌山県及び和歌山県公安委員会に対し、契約による業務終了日又は旧年度における業務終了日から1か月以内に更新時講習実施完了報告書（別記様式第12号）、更新時講習実施者一覧表（別記様式第13号）、更新時講習資料配付報告書（別記様式第14号）、更新時講習器材等使用報告書（別記様式第15号）及び更新時講習委託費使用状況報告書（別記様式第16号）により報告すること。

## 1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

## 2 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車（ASV）、自動運転車、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）、電気自動車・ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

## 3 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ」（平成18年10月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説すること。

## 4 危険予測

### (1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

### (2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

### (3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

## 5 年齢に応じた運転特性

### (1) 高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

### (2) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

### (3) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

### (4) 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。

## 6 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針(市民用)」に基づいた応急救護処置及び一次救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

8 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、若年運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。

9 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記を掲載すること。

10 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号)(第2章及び第3章を除く。)の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

11 その他

(1) 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄を設けること。

(2) 「安全運転5則」

以下の「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

別表1 (第3関係)

更新時講習(優良運転者講習)の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明	講義 教本 視聴覚教材		10分
1 道路交通の	(1) 地域における	講義	○ 和歌山県の実態に応じて、交通	

現状と交通事故の実態	車社会の実態  (2) 交通事故の特徴	教本 視聴覚教材等	事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。  ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因等について、事件事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 無事故無違反の奨励  (2) シートベルト、ヘルメットの着用  (3) 交通事故を起こした加害者の責任  (4) 交通事故を起こした運転者の義務  (5) 負傷者の救護措置		○ 今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。  ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。  ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。  ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。  ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
講 習 時 間 合 計				30分

別表2（第3関係）

更新時講習（優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習）の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明			10分

	受講者の心得の説明			
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態  (2) 交通事故の特徴	講義 教本 視聴覚教材等	○ 和歌山県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。  ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因等について、事件事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え  (2) シートベルト、ヘルメットの着用  (3) 交通事故を起こした加害者の責任  (4) 交通事故を起こした運転者の義務  (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。  ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。  ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。  ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。  ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識①	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
	前半講習のまとめ		○ 前半の講習終了とし、終了する優良運転者に対しては、次回も優良運転者で更新できるよう安全運転者としての誇りを持つことと、優良運転者であってもわずかな心の油断が事故に結びつくことを簡単に説明して終了する。	



4 安全運転の知識②	危険予測と回避方法等	講義 教本、視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	10分
5 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導  (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。  ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講 習 時 間 合 計				60分

別表3（第3関係）

更新時講習（一般運転者講習）の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態  (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 和歌山県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。  ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因等について、事件事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え  (2) シートベルト、ヘルメット		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。  ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果につ	10分

	<p>の着用</p> <p>(3) 交通事故を起こした加害者の責任</p> <p>(4) 交通事故を起こした運転者の義務</p> <p>(5) 負傷者の救護措置</p>		<p>いて事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。</p> <p>○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。</p> <p>○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。</p> <p>○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。</p>	
3 安全運転の知識	<p>(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識</p> <p>(2) 危険予測と回避方法等</p>		<p>○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。</p> <p>○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。</p>	20分
4 運転適性についての診断と指導	<p>(1) 運転適性診断と指導</p> <p>(2) まとめ</p>	<p>講義 運転適性 検査用紙等</p>	<p>○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。</p> <p>○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。</p>	20分
講 習 時 間 合 計				60分

別表4（第3関係）

更新時講習（違反運転者等講習）の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間

	<p>開講</p> <p>講師の自己紹介</p> <p>受講者の点呼</p> <p>講習概要・日程の説明</p> <p>受講者の心得の説明</p>			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	<p>(1) 地域における車社会の実態</p> <p>(2) 交通事故の特徴</p>	<p>講義</p> <p>教本、視聴覚教材等</p>	<p>○ 和歌山県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。</p> <p>○ 地域における事故多発路線、時間帯等と運転経験の浅い運転者によるものを含めた事故類型原因等について、事件事例と併せて説明する。</p>	
2 運転者の心構えと義務	<p>(1) 安全運転の心構え</p> <p>(2) シートベルト、ヘルメットの着用</p> <p>(3) 交通事故を起こした加害者の責任</p> <p>(4) 交通事故を起こした運転者の</p>		<p>○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。</p> <p>○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。</p> <p>○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。</p> <p>○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務につ</p>	10分

	義務  (5) 負傷者の救護措置		いて説明する。  ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識  (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識  (3) 危険予測と回避方法等		○ 受講対象（運転経験の浅い運転者を含む。）に応じDVD等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。  ○ 最近において改正された若しくは、受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。  ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。  ○ 身近な又は運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導  (2) まとめ	講義 運転適性 検査用紙等	○ 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。  ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動	60分

			機付けを行う。	
講 習 時 間 合 計				120分

※講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

(別記様式省略)